

◎開 会

委員長 ただいまから平成14年10月定例教育委員会会議を開催させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

◎議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録の署名人を檜山委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。本日ご提案申し上げます議題は、委員長の選任及び議案4件、報告等3件でございます。

◎委員長の選任について

委員長 初めに「委員長の選任について」を諮りたいと思いますが、これは委員長の任期が、平成14年10月27日をもって満了となることによるものでございます。

これにつきましては、委員長人事にかかわる案件ですので、これからの議事進行は飯沼委員長職務代理にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

飯沼委員長職務代理者 それでは、内藤委員長よりかわりまして、議事の進行をさせていただきます。

委員長の選任についてですが、この議題は人事案件でございますので、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

飯沼委員長職務代理者 それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条により、決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

飯沼委員長職務代理者 ご異議がないものと認め、本議題について、これから秘密会とい

たします。

松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の方はご退席をお願いいたします。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、学校教育担当部審議監、生涯学習本部審議監、企画管理室長、以上でございます。

その他の方は恐縮ですが、ご退席をお願いいたします。

(秘密会)

飯沼委員長職務代理者　ご協力ありがとうございます。

ただいま秘密会にて委員長の選挙をいたしました。

結果、内藤委員長が次期委員長として継続して選任されましたことをご報告いたします。

委員長の選任を終了いたしましたので、これからの議事進行につきましては、内藤委員長にお願い申し上げたいと思います。ご協力ありがとうございました。

委員長　それでは、議事を進めてまいります。その前に一言ごあいさつ申し上げさせていただきます。

ただいまご報告ございましたとおり、10月28日から向こう1年間、委員長を務めさせていただくということになりました。本来は交代すべきところでございますが、現在進行中のこともございますので、本当に力不足でございますが、また続けさせていただきたいと思っております。

委員の先生方、教育長をはじめ、事務職員の方々の変わらないご指導、ご支援をぜひお願いいたしまして、任務を全うさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

◎議案第65号

委員長　それでは、早速議事を進めてまいりたいと思っておりますが、初めに議案第65号「松戸市学区審議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局からご説明をお願いします。

学務課長　議案第65号「松戸市学区審議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」

ご説明いたします。

本規則は、松戸市議会より市議会議員が参画している審議会等の見直しを図りたいとの通知があったことに伴い、立法機関と執行機関との独自性を確保する観点から、知識経験者の一員である市議会議員及び教育経済常任委員長の名を学区審議会委員の構成から削除するものでございます。

この件につきましては、8月の定例教育委員会会議におきまして提案させていただきました、松戸市学区審議会条例の一部を改正するという事で、9月の定例市議会において可決されておりますので、それに伴って内容の運営規則を変えるものでございます。ご審議いただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりでございます、8月の教育委員会でこの改正について、人数を22名から20名ということで、その趣旨は今の学務課長のご説明がありましたとおり、立法機関と執行機関との独自性を確保すると。つまりこの中に議員の方が入っていらっしゃいますのは、両方兼ねるようなことで、どうも自己矛盾があるということになったようでございます。ご承知のとおりでございますので採決させていただきます。

具体的には、資料にありますとおり、市議会議員様、それから教育経済常任委員会委員長様のお2人を削除するというところでございますが、そのことでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第65号につきましては、異議がございませんので、原案どおり承認したいと思います。

◎議案第66号

委員長 それでは、続きまして、議案第66号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

どうぞ、お願いします。

学務課長 松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるということで提案させていただきたいと思っております。提案理由でございますが、学校図書館法の一部改正に伴い、司書教諭設置の猶予期間が平成15年3月31日までと改正されたことにより、司書教諭について規定の整備が必要になったためでございます。また、その他所要の

規定の整備を行うためでございます。

まず細かいところで、第4条の表に学校栄養職員というものがございまして、「技術専門員」を「上席専門員」と「専門員」、この2つに改めるようにしたいというふうに考えております。

6枚目に新と現行のものが載っておりますが、これまでは技術専門員、それから主任技師、技師ということで栄養職員が3つに分かれておりました。これを上席専門員と専門員、主任技師と技師、この4つに分かれる。これは県費負担の栄養士の場合、給与表が今までは3つに分かれていたんですが、それがさらに細分化されて、上席専門員、専門員という形に給与表が変わった関係で、このようにするというものでございます。県の方で変わりましたものですから、管理規則でも県費職員の職制について変わらなければならないということからきてございます。

それと、もう一つ大きいのが、第8条の5の次に次の1条を加える。これは司書教諭でございます。第8条の6に、学校には司書教諭を置く。司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。司書教諭の発令については第8条の2の規定を、司書教諭の任期については前条の規定を準用する。

この第8条の2というのは、司書教諭は教諭をもって充てるという規定です。それから、司書教諭の任期につきまして、前条の規定というのは1年間ということでございます。ただし、再任は妨げない。そういう規定が準用されることになります。

附則に次の1項を加える。

学校には、平成15年3月31日までの間（学級の数が11以下の学校にあっては、当分の間）、第8条の6第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

これは説明しますと、平成15年4月1日から12学級以上の学校については司書教諭を置かなければならないと、そういうふうに考えます。そのように今、司書教諭の配置を進めているところですが、司書教諭については校長が任命するとか、そういった整備がされていなかったものですから、4月を迎えるに当たって、規則の上での整備をしておきたいということでございます。

また、細かいことでございますが、5の後に、第8号様式中「指定時間数」を削るというのがございます。それから、第10号様式中、縦に「指定時間数」というのが入っております。

これは服務等の職員の出勤簿等を整理するところに、これまでは土曜日に勤務していた分を夏休みとか冬休みに指定時間として休みをとっておりました。これがこの4月から土曜日

勤務がなくなり、そういう指定が必要なくなりましたので、この文言を出勤簿等から削除したい、そのように考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですが、何かご質問はございませんか。

ちょっとよろしいでしょうか。まず、栄養職員なんですけれども、要するに段階を2つ分けたということですね。人数がそれによってふえるとかということではなくて。

学務課長 人数はふえないんですが、経験で栄養士の給与表が変わっていきます。そういう段階がさらに上のものがつくられ、それに伴って改正したということです。

委員長 それから、司書教諭というの、この職がふえたことによって、プラスになるわけですね。

学務課長 教諭をもって充てるということでございますので、現在いる学校の教諭の中で司書教諭の職を担当しております。ですから、主任と同じように考えていただければよろしいかと思えます。学年主任、生徒指導主任、研究主任という中と同じように、図書館のことを担当する者を司書教諭というふうに呼ぶようになったと。学級担任をやったり、教科指導を行ったりすることは、ほかの先生と全く変わりないです。

檜山委員 栄養士の問題に戻りますけれども、上席専門員というのは、ライセンス上、管理栄養士とか、そういう規定があるんですか。

学務課長 特にございません。給与が年数で上がっていきませんが、結果的には管理栄養士の資格を持っていたりする者がなっていくかなと。それを条件ということにはしていません。

教育長 七、八年前に法律改正になって、管理栄養士でないとできなかったと思うんです。上席専門員、給与が上がるわけではないんでしょう、上がるんですか。

学務課長 給与が4級、3級とか、いろいろ級がありまして、上席専門員の場合は5級に当てはまりますので、給与表を変えただけだとか、それによって職名を変えたという考えです。

委員長 司書教諭ですけれども、本来の法律は平成15年4月1日からですね。ですから、これは15年4月から必ず置かなければいけない。現在どこまで実行されているわけですか。どこまでというか、今は実行されていないわけですか。

学校教育担当部長 ほとんどの学校に司書教諭を今、配置はしてあります。全校ではなか

ったか……

学務課長 司書教諭につきましては、当分の間置かないことができるという、そういう法律がずっと生きておりまして、それで手当てしていなかったというのが現状でございました。図書館の充実ということを考えて、国の方の大もとの法律が当分の間置かないことができるというのは、基本的にはずっと置かないということだったようですが、平成15年4月1日からは置かなければならないということになります。

それによって人がふえるとかではないんですが、それまでに学校の先生の中で司書教諭の資格をとるよう奨励し、研修等も進めて、各学校に司書教諭の資格を持った先生が配置できるよう約5年間ぐらいの猶予期間があり、今その期間でございますので、特別どうだという規則の整備はなされていない状態で、司書の資格を持っている先生が図書館を担当していたりすることがある。今後は校長からのきちとした任命事項と、そういう形にしていくということです。

委員長 15年4月から実行すると。それまでに準備をきちんと整えて、そういう資格を持った先生がそろえられた状況の中で発進していこうという趣旨ですね。

学務課長 4月1日からは、12学級以上の学校におきましては、必ずそういう資格を持っている者を置くように今考えております。そうかといって、11学級より少なければいいかというわけではないと考えていますので、やはりそれらもいるように人事は進めたいと、そのように考えております。

委員長 今、図書離れが進んでいるので、そういう点の配慮を十分していかなければいけないと思います。

ほかに何かよろしゅうございますか。

それでは、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りまして、討論も今いろいろなご意見を承りましたので、採決させていただきたいと思っております。

議案第66号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、議案第66号を原案どおり決定させていただきます。

◎議案第67号

委員長 次に議案第67号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」

て」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 議案第67号、服務規程の一部改正でございますが、これは平成14年4月1日に地方公務員の育児休業に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例が改正されたことに伴い、育児休業等の取り扱いについてが改正されたため、松戸市学校職員服務規程を整備することが必要になったためでございます。

具体的に説明いたしますと、改正の要点は3点でございます。

まず、対象となる子どもの年齢が、今までは1歳未満と期間が限られていましたけれども、これが3歳未満まで上げられたことに伴う改正でございます。

次に、第10号様式の4を次のように改めたいというふうに考えております。

注の1番のところ、出産証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等の写しというのがございます。これは今までは住民票記載事項証明書ということでした。それを3歳未満までということで、出産証明書、母子健康手帳の写しを必要とするということになっております。

それから、注の3のところの「3歳に満たない」という表現、これが改正されたところでございます。

それから様式の6、承認についての副申書等も、文言を変えているところでございます。

また、改正で、配偶者で時間を分けて育児にかかわる部分休業をとれるようになっておりますが、今までですと、お母さんがとったときはお父さんがとれないんですが、お父さんとお母さんが2時間ずつとれるというふうになりまして、合計4時間とれると。そういった改正もございまして、整備したものでございます。

委員長 何かご質問はございますか。

これは条件がよくなったわけですね。

学務課長 子育てしているお父さん、お母さんにとっては非常にやりやすくなったかなと思います。

本部長 今までは要するにゼロ歳児について育児休業がとれたわけですが、そこが3歳児未満、2歳児まで最長3年間育児休暇がとれるということになります。

檜山委員 今、話題になっている父親の育児休暇というのは、父親だけ単独の場合も認められるんですか。

本部長 認められます。

委員長 福祉的な措置が少しずつよくなっていると。

飯沼委員　これは少子化対策としてすごく役立つんじゃないですか。お父さんもどんどん休んでいただいて、子育てが楽しくなるように奥さんがなれば、もう1人育てようかなんて。すぐには日本ではならないんでしょうけれども、すごくいい条件になったと思います。

委員長　よろしゅうございますか。

それでは、議案第67号を採決いたします。

原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長　ご異議がないものと認めまして、議案第67号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第68号

委員長　引き続きまして議案第68号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

市立高校担当室長　松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。

松戸市立高等学校管理規則の一部を別紙のように定める。

提案理由といたしまして、学校図書館法の一部改正に伴いまして、司書教諭設置の猶予期間が平成15年3月31日までと改正されたことにより、司書教諭の定めについて規定の整備が必要になったためでございます。これは小中学校と同様であります。

松戸市立高等学校管理規則の一部を次のように改正する。

第11条の6の次に次の1条を加える。

司書教諭といたしまして、第11条の7、学校には司書教諭を置く。

第2項、司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

第3項、司書教諭の発令については第11条の2第5項の規定を、司書教諭の任期については前条の規定を準用する。

これについても小中学校と同様でありまして、司書教諭につきましては、教諭の中から校長が発令すると。司書教諭の任期につきましては1年間。ただし、再任は妨げない。

それから、附則といたしまして、現在の附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

第2項といたしまして、学校には、平成15年3月31日までの間、第11条の7第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

以上であります。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

このとおりでございますけれども、先ほどの小中と同じということですので、採決してよろしゅうございましょうか。

それでは、議案第68号について、原案どおりよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認めまして、議案第68号は原案どおり決定いたしました。

本日ご提案申し上げます議案は以上でございます。

◎報告等

委員長 続いて報告等に移りたいと思いますが、初めに「松戸市教育改革市民懇話会中間報告後について」、「後」と書いてありますが、先般、懇話会の会長から教育長の方に中間報告が提出されましたので、それ以後のことについてということであろうかと思えます。

どうぞ、お願いいたします。

企画管理室長 先般9月17日に懇話会の会長から教育長へ報告をいただきました。その後の日程でございますけれども、今年度いっぱい最終報告をいただくわけですが、その間、最終報告に向けて、いろいろな形で市民のご意見を伺わなくてはならないということで、市民等との意見を聞く方法を3つばかり考えさせていただいております。

1番目といたしまして、パブリックコメントということで、教育委員会のホームページ、図書館の本館・分館、あるいは資料センター等々で、中間報告書の全文を閲覧できるようにいたしまして、その報告書に対する意見を随時受け付ける、こういうような方法をとらせていただきたいと思います。先般広報にも載せさせていただいたところでございます。

2番目として、直接ヒアリングをしたいということを考えております。これは懇話会が主催しまして、それぞれ団体から直接口頭によりまして、意見を聴取したいと考えております。期日としては10月20日午後1時から4時まで、議会棟の3階で開催したいと考えております。

それから、3番目でございますが、書面によるヒアリングということで、最終報告に向けた意見を書面で取り寄せて、それに対応していくという形をとりたいと思えます。

予定としては以上のようにやっていくわけですが、15年3月までに最終報告書が出されるようになっておりますので、10月20日の意見等々踏襲しながら、進めていきたいと考

えております。

最後になりますけれども、(3)としまして、アクションプラン、これは生涯学習基本計画とイコールになるのではなかろうかというふうに私どもも考えておりますけれども、報告書の提言を受けた中で、15年3月までに策定する予定でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

今、室長から明晰な説明がありましたが、何かご質問ございますか。

これは私たちも出て、一応成り行きを拝聴するということはよろしゅうございますか。

それでは、2つ目の報告「行事の共催及び後援に関する事務取扱要綱の改正について」、これはどういうことでしょうか。

社会教育課長 報告②の「行事の共催及び後援に関する事務取扱要綱の改正について」ですが、ことし5月に憲法記念日を記念した憲法学習の会合を、教育委員会が後援したんですが、その中で特定の政治的思想に対して教育委員会が後援するのかという指摘が市民からありました。それでいろいろ議論してきたのですが、我々としては、主張自体を後援するのではなくて、学習機会の提供ということで後援をするのであるという主張をしてきたわけですが、従来の取扱要綱の中に誤解を招きやすい要素、そういうものもありましたので、ここで内容を全面的に整理したものでございます。取扱要綱ですけれども、市民にも直接関係があることですので、ここで報告させていただきたいと思えます。

1ページから6ページまでが全文ですけれども、7ページに新旧対照表がございますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。

改正点が右に書いてございます。

用語の定義ですけれども、従来「行事」について、この下線部分ですが、「催しものをいう。」という言い方をしておりましたけれども、新たに改正したものでは、「催しもので、広く市民の参加を求めるものをいう。」、これを行事というふうに改めたものでございます。

というのは、身内の団体を後援するというようなことについてどう対応するのかという指摘がありまして、それはここでいう行事には該当しないという趣旨です。

それから、「共催」でございますが、従来ですと「責任の一部を負担することをいう。」という言い方ですけれども、そもそも法的には「責任の一部を負担する」という言い方はしないということで、ここでは「共同主催者としての責任を負うことをいう。」というふうに改めました。

それから、「後援」ですけれども、これが一番問題になったんですが、「行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。」という規定がありました。これにつきまして「行事の趣旨に賛同する」というのは、行事の内容について賛同するのではないかという指摘がありまして、そうではないという回答をしてきたわけですが、改めた側では「教育委員会が他の団体等の行う行事を援助する意思を表示することをいう。」というふうに改めたものでございます。

ここでも「援助する」という言葉があって、どこが違うんだということもまたご指摘になる部分があるんですが、「後援」という言葉を使っている以上、この「援助」を消すわけにいかないの、こういう形にしました。そして取扱要綱の本文の方に戻りますけれども、5ページをごらんください。

これが後援の承認の通知でございますが、ここで後援の中身を限定して使っております。「本委員会は、下記の(1)から(3)以外の援助は一切行いません。」ということで、援助の内容をここに限定しました。

貴団体の要請に応じて教育委員会は当該行事に係る技術指導を行うこと。

それから、広報紙掲載の申請を受け付けること。広報での掲載については、スペースの問題がありますので、「受け付けること」ということにしてあります。

それから、後援のついたものにつきましては、公共施設へのポスター掲示依頼を受けまして、各施設に送るわけですが、それもスペースの問題もございまして、ポスター掲示の申請を受け付けること。これ以外の援助は一切行わないという限定をしているわけです。

次でございますけれども、「承認の基準」の中で、「共催又は後援することがある」ということで、3つまとめてありましたけれども、改正後では、共催というのはこういうもの、後援というのはこういうものであると、一つ一つ限定してあります。

その次の第3条の2ですが、これもまた問題になるところですが、非常にかいつまんだ言い方で、従来のものは「営利を目的とするもの」「政治的目的を有するもの」「宗教的目的を有するもの」ということを条件にして、後援を排除していたわけですが、言葉が包括過ぎて、それもまた問題になって、一般的に政治的な主張をするところが政治的な目的を有することになるのかというような議論になってきました。

しかし、そういうことではなくて、もっと限定して使うことなんですが、そのために社会教育法の規定そのものを持ってきて、内容を限定してあります。

例えば、営利を目的とするもの、(1)ですが、これは「営利、商業宣伝等の意図が認められ

るもの。」

(2)につきまして、政治的目的を有するものというのは、「特定の政党を宣伝、支持若しくは反対し、又は公私の選挙に関して特定の候補者を支持する意図が認められるもの。」、これを政治的な目的を有するものということでございます。

それから、宗教的目的を有するもので、一方では政治的な学習活動や宗教的な学習というのは社会教育の大きな課題になるわけございまして、それを排除するわけにはいきませんので、宗教につきましては「特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すると認められるもの。」こういったものが宗教的目的を有するものであると。一般的に宗教的な学習については、宗教的な目的を有するとは認められないと、そういう考えでございます。これはいずれも社会教育法の規定です。

そして、(4)ですが、行事の途中で申請と違うことをやってしまった場合どうするのかということについて、従来規定はありませんでしたので、ここに(4)として「過去に後援等の承認を受けたもので、承認した後援等の行事が前3号のいずれかに該当したと認められるもの。」要するに虚偽の申請で禁止事項をやってしまったもの、これについては以後一切後援しないという規定の項目です。

「手続き」は、従来 of 文言の整備です。「共催又は後援」を「後援等」ということです。

それから、報告義務ですが、従来は「報告書の提出を求めることができる」と非常に包括的なものでした。それを新たな方では5項目に分けまして、特に途中で取り消すことだとか、あるいは職員の必要に応じた立ち会い、それから報告を義務づける、そういった改正をしております。

こういう規定にして、それでは議論が起きないかということ、もともと信頼則の上で行われていることですので、これでも議論は起こるだろうという想定はしておりますが、従来のものに比べれば、定義も明快になったのではないかというつもりで改正いたしました。

以上でございます。

委員長　　ありがとうございました。

拝見したところ随分定義がはっきりしてきたという気がします。

飯沼委員　　この規定に従って決める委員会というか人は、教育長が最終結論を出すということですか。

社会教育長課長　　決裁区分といたしましては、社会教育関係団体については、これはもともと社会教育活動を目的として活動するという認定をしたものですから、社会教育課長の専

決になります。それ以外の団体は、生涯学習本部長の決裁を受けます。

檜山委員　　こういう規則の改正だとか変更は、市全体として、ほかの部局も同時進行しているのでしょうか。

社会教育課長　　後援につきましては、従来のものは、相当古いことですので、経過がわからないのですが、県からの指導があったようです。といたしますのは、各市のものを取り寄せてみますと、教育委員会はほとんど同文で並んでいる。これが市長部局になりますと、相当ばらついてきます。ですから、今回も我々は、教育委員会はこう改正しましたということをして市長部局に報告してありますが、調整はしておりません。現状は市長部局の方がはるかに厳しい状態です。

飯沼委員　　非常にこれは難しい微妙なことかなと思うんですけども、政治的なこと、営利もわかるんですけども、宗教的目的の例えば宗教団体の講演会だとか、あるいはそこが催す図書の展示だとか、そういう場合の判断というのはどうなのでしょうね。

本部長　　原則今おっしゃった言葉の上のことですと、後援申請があれば、後援できると思います。

飯沼委員　　ここに書いてある「宗教を支持し、又は特定」云々と、これには当てはまらない。

本部長　　内容が一般的な図書の例えば展示だとか、それから一般的な催し物、例えば音楽祭みたいなものを宗教団体がやることもありますから。要するに特定の宗教の信者をふやすとかという行為でなければですね。

飯沼委員　　非常に難しい。私もどういふふうに判断なさっているのかなというのがたまにあるんですけども、要は宗教は自由ですから、ただどの程度までの活動が宗教、特定集団の活動となるのかという微妙なその辺が難しいのではないかと。

本部長　　まだ今、先生がおっしゃったのは判断がしやすいんですけども、一番難しいのは、一般的な例えばカソリックを広めたいということではなくて、キリスト教というものはこういうものだったというような学術的な講演会だとかがあったときに、非常に微妙にはなってくるかというふうに思います。

社会教育課長　　先ほどちょっと申しましたけれども、政治的な学習、それから政治学習、それから宗教学習、これは社会教育の重要な課題になっておりまして、物の本を読みますと、大変重要な課題であるが、大変繊細なものであるので、十分配慮すべきであるということが書いてあるような部分です。

基本的にはできるだけ限定的にしたいというふうに我々は考えておりますが、ただここに社会教育法の規定そのものを持ってきた理由の一つは、我々の方の判断ではなくて、法の規定ですので、もう少し大きな意味での判断を仰ぐこともできるのかなという可能性をここに残したわけです。

委員長 宗教問題は難しいですね。近代的な考え方としては、基本的には、公教育からそういう宗教というのは排除する。殊にフランスなんかは、はっきりと公教育からは宗教を完全に排除しようということになっています。日本はこの間、教育改革国民会議で、宗教教育を非常に重要でしなければならないということを言っているでしょう。そうすると、一体日本の公教育の中で基本的に宗教をどういうふうに扱うかというのが非常に微妙だなと思いました。

ただ、いわゆる宗教的情操というのは非常に大事だろうと。ある絶対者に対して個人が非常に敬虔に生きるというような、それは広く言えば、宗教的な情操教育なんでしょうけれども、そうするとそこにオカルトなんかが入ってくる。そうするとこれは本来のよき宗教であり、これがオカルトであるとだれが判断するのか非常に難しい。なかなか難しい気がします。

飯沼委員 私学の場合、幼稚園なんかでも仏教に基づく教育とか、キリスト教に基づく教育とか、堂々とやっていますし、あるいはその他もろもろの宗教もありますね。イスラムのものでとか、あるいはギリシャ聖教に基づくとかあると思うんですけども、難しいのは公教育との関連ですね。

特に一般の人は、教育委員会後援とか、教育委員会の名前がつくと、非常に敏感に受けとめて、絶対これは安全だから、安心だから行きましょうということで行くわけです。行ってみたら、随分内容が違うなど。どういう基準でこれを後援したのかなというのは、たまに聞くことがあるものですから、多分すごく悩んでいらっしゃるのではないかと思うんです。

それだけに松戸市後援と比べると、教育委員会の方が敏感に受けとめている人がいます。もちろん松戸市だともっと大きな母体ですから大変なんですけれども、思った以上にその辺が苦勞するところかなと思っていましたので。

教育長 やはり日本の社会といいますか、日本人は、行政批判がこれだけ強くなっている世の中でも、お上のお墨つきがあるというと、みんな安心して、信用するというのがあるんですね。

飯沼委員 大変な存在ですよ。

委員長 基本的には非常に苦心して、定義が細かくなりましたよね。それは非常に進歩だ

ろうと思います。ただ、実際に具体的な例にぶつかって取り扱うとなると、なかなかこれだけでは難しいところがありますよね。

ほかはよろしゅうございますか。

檜山委員 一つだけ。行事の判定基準で「広く市民の参加を求めるものをいう」というのは、どういう基準で、例えば参加自由であるとか、そういう表現で判断するんですか。

社会教育課長 原則としては不特定多数に呼びかけるものという形で考えています。

本部長 有料、無料は問うておりませんので、例えばこういう人たちだけしか集まらない、要するに仲間内の会合みたいな様子だとか、ある特定の意図を持った人たちだけの集まりだとかというものは後援しません。もちろんそういうところは後援依頼が来ませんけれども。

教育長 自分たちの会合、研修会、研究会等で後援をとというのは、果たしてそれは不特定多数の市民に参加を呼びかけているものであるかどうかというのはやはり重要な判断基準になろうかと思います。

委員長 わかりました。よろしゅうございますか。

次に、「第54回松戸市文化祭視察について」、ご説明ください。

社会教育課長 既に町の中の掲示板で周知を図っておりますけれども、第54回になりましたが、10月13日から11月23日まで、市内あちこちでさまざまな活動の成果の発表がございます。

例年どおり、11月3日ですけれども、市内の主なところを巡回したいと思いますので、ぜひご参加いただきたいというご案内がございます。特に変わったところはありませんが、行き先を公民館と青少年会館を入れかえるとか、若干工夫をしております。お昼をいただいた後、大体4時ごろ解散という形になります。

以上です。

委員長 これはたしか隔年にこういう視察のところを変えたんでしたかね。

社会教育課長 全部が変わっているわけではありません。はっきり隔年でと決まっているのは青少年会館と公民館ぐらいでして、11月3日と限定してしまいますと、大きなものをやる場所が決まってまいりますので、大体去年と同じような形になります。

委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

◎その他

委員長　あと、ご意見とか何かございますか。

学校教育担当部長　その他で1件だけよろしいでしょうか。

ご心配かけましたガラスの破損の事故の件について報告させていただきたいと思うんですが、実は9月15日、休みの日なんですが、15日の朝、相模台小学校、矢切小学校、南部小学校、ここがそれぞれ9枚、8枚、2枚という形でガラスが割られました。一応警察等届けて、見て回るような形をとらせていただきました。

そうしたら、次の16日でございますが、やはり朝方、中部小学校と第一中学校、中部小学校が7枚、第一中学校が16枚という形で、松戸駅周辺の学校が割られました。

それで、教育委員会としまして、ちょうど3日連休でしたので、火曜日に各学校にファクスで、こういう事故が起きているので、外にそういうものをなるべく置かないで整理するようにという文書を流させていただきました。それと、交番の方にもパトロールをお願いしたところでございます。

そうしましたところ、ご存じのように、10月5日なんですが、第二中学校が38枚、和名ケ谷中学校は最終的には56枚割られるという事件が起きました。こちらの方も警察には被害届等出し、器物破損ということで捜査をしていただくことになっています。それぞれ学校には同じように、外に割られるような棒状のものだとか、そういうものを整理するようにという形で通知してあるんですが、今回の和名ケ谷中学校、二中の被害総額が大体大まかなところで100万円ぐらいになると思います。

教育長から、何とかこういうガラスの破損事故を防ぐような方法はないかということで、今、宿題をいただいているわけなんですけれども、非常に難しい状況でございます。割られる音だとか、そういうものに気づかれて、連絡があればよろしいんですが、最終的にはやはり朝出てきてわかる程度でございます。市長の方も心配しておりまして、監視カメラとか、いろいろな方策はないかということでございますけれども、費用がかなりかかりますし、どれが一番いい方法か、まだちょっと見当はついていません。

けさの新聞には防犯ガラスが人気という記事も載っておりましたけれども、これも、ただ侵入を防ぐというだけでございまして、これですと普通のガラスの約4倍、1枚につき大体2万円ぐらいかかるというような形でもありまして、まだ方策が見当たらないという状況でございます。いろいろご心配をかけましたが、そういう状況でございます。各学校には注意を促すように今しているところでございます。

教育長 いろいろなパターンの予防対策を考えて、どのぐらいのコストが必要なのか、ちょっとやってみてください。

委員長 周辺のお宅の人ですが、全く気がつかないんですかね。

学校教育担当部長 以前に周辺の方からの通報があった時もありましたが、今回はその通報もございませんし、どの学校ともかなりの数なんですけれども、職員が出勤するまで一切わからなかったということでございますので、多分いろいろな形で物音というのが聞こえなかったか、真夜中で寝静まっていたのか、その辺のところははっきりしたことはわかりませんが、近所からの通報はなかったようです。

飯沼委員 割られる場所は教職員室と教室、教室が圧倒的に多いんですか。

学校教育担当部長 例えば和名ヶ谷中学校ですと、一本の校舎でございます、1階の理科室から端の理科室まで、1階のガラスがずっと割られていると。二中のところは、6号線向きの1階の昇降口のところから割られております。

1階だけでございますので、侵入はありませんでしたので、警備会社への発報もしていません。

委員長 大変ですね、本当に……。それでは、次回ですね。

企画管理室長 次回ですけれども、11月21日第3木曜日、午後2時からこちら5階の会議室でお願いできればと思っています。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回は11月21日第3木曜日になりますが、午後2時からこの5階会議室。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、閉会させていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時18分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員